様式５（個人用）

研修に関する契約書

国立研究開発法人国立成育医療研究センター（以下「甲」という。）と（研修生名）（以下「乙」という。）とは、次の条項により研修に関する契約を締結する。

（目的）

第１条　この契約は、乙より依頼のあった研修（以下「研修」という。）を、甲の協力を得て実施することを目的とする。

（責任範囲）

第２条　乙は甲に対して、乙の責任において実施する研修への協力を委託し、甲は、これを受託する。

２　前項の研修の実施に当たって、事故等の不測の事態が生じた場合には、甲及び乙が協議し、速やかにこれを解決するものとする。

（研修内容）

第３条　研修内容については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（研修委託人数、研修期間）

第４条　乙の研修期間については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（研修指導担当者の選任等）

第５条　乙の研修指導担当者の選任、その業務内容並びに研修の指導方法等の具体的細目については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（研修費用）

第６条　乙が甲に支払う研修に掛かる費用については、（金額）円／人／日（税抜）とする。

　納付期限等は、甲の発行する請求書の記載による。

　研修開始後の研修期間変更に伴う研修費の返金は原則行わないものとする。

（諸規則の遵守）

第７条　乙は、研修中であっても医療に携わる者として患者の生命を預かり、良質で適切な医療を提供するための重要な責務を担っていることを認識し、甲の指示に従い、事前に健康状況に関する必要な書類等を提出する等、甲の諸規則を遵守し、研修を誠実に履行せしめるものとする。なお、事前に提出された書類等により、研修を行うことに疑義が生じた場合については、甲乙誠意をもって協議決定する。

（損害賠償）

第８条　乙 又は甲が相手方当事者の故意、過失により損害を被った場合、相手方当事者は損害を被った当事者に対して損害賠償の責に任ずるものとする。ただし、その損害が相手方当事者の責のみに帰すべき理由によらない場合は、損害賠償額の負担割合について両当事者間で誠意をもって協議決定する。

２　第三者から、甲又は乙若しくは甲及び乙の故意、過失により被害を被ったとの申し立てがなされた場合、甲及び乙は協力してその原因究明に当たるものとする。その結果、損害が甲又は乙の一方のみの責に帰すべき事由に起因することが明らかな場合、甲又は乙が、単独で当該第三者と協議の上、その解決を図るものとする。また、損害の原因が甲乙何れの当事者の責に帰するか明らかでない場合、甲及び乙は、共同して当該第三者と協議の上、その解決を図るものとし、損害賠償額の負担割合については、別途甲乙が誠意をもって協議決定する。

（機密事項の保護）

第９条　甲及び乙は、研修の実施に当たって、甲の保有する個人情報及び機関の機密情報（以下「機密事項」という。）の適正な管理について万全を期すものとする。

２　乙に対し機密事項に関する守秘義務について、周知徹底するものとする。

（守秘義務）

第10条　研修生は、研修を実施するに当たって知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。研修終了後及びこの契約の終了後においても同様とする。

（契約履行、協議）

第11条　甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を忠実に履行しなければならない。また、この契約に関して定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

（契約期間）

第12条　本契約は、契約締結の日から効力を生じ、甲への派遣日から起算して１年間の満了日まで有効に存続する。

（契約内容の変更）

第13条　甲又は乙の事情により、本契約の内容を変更する必要が生じた場合は、事前に協議し両者合意の上、別途覚書をもってこれを変更できるものとする。

　以上、本契約締結の証として本書正本２通を作成し、甲乙記名押印の上、各々１通を保有する。

令和 　　年　　月　　 日

甲 東京都世田谷区大蔵二丁目１０番１号

 国立研究開発法人　国立成育医療研究センター

理事長　 五十嵐　 隆

乙

研修費のお支払いについて

・研修費は請求書を元にお支払いをお願いします。

・請求書は研修終了翌月第１営業日（土日祝を除く）に発行します。

・請求書発行に必要な項目をお知らせください。

下記表の内容（記入欄）に記入お願いします。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容（記入欄） |
| 郵便番号 |  |
| 住所 |  |
| 貴施設名 |  |
| 請求書宛名 |  |
| 送付先ご担当者 |  |